

ソーシャルメディアのプラットフォームが利用者の投稿の削除等をしている場合に、政府機関に対して同プラットフォームへの削除等の働き掛けをしないよう求める申立ての原告適格が否定された事例

—合衆国最高裁判所 2024年6月26日判決—
Murthy v. Missouri, 603 U.S. 43 (2024)

岡原記念英米法研究会
最高裁判所判事 尾島 明 Akira Ojima

【判決骨子】

ソーシャルメディアの個人利用者及び州が、合衆国行政機関の高官に対し、虚偽であるか又は誤解を招く投稿を監視し、削除等をするようソーシャルメディアのプラットフォームに圧力を掛けることの差止めを求める暫定措置の申立てについて、判示の事情の下においては、原告適格を認めることはできない。

I 事案と最高裁の判断の概要

1 2020年の大統領選挙と新型コロナウイルスのパンデミックの頃、ソーシャルメディアのプラットフォーム（Facebook、Twitter（X）、YouTubeその他）は、頻繁に、虚偽であるか又は誤解を招く情報であるとするものを含む投稿を削除し、閲覧困難にし、事実関係のチェック等をしていた。その頃、連邦政府の高官は、虚偽情報のソーシャルメディアでの拡散を懸念し、投稿内容を節度あるものにする取組についてプラットフォームと広範に連絡を取り合っていた。

2州（ミズーリとルイジアナ）と5名のソーシャルメディア利用者（併せて、原告ら）が、多数の行政機関とその高官（被告ら）に対し、被告らが合衆国憲法第1修正に違反して、保護された言論を抑圧するためにプラットフォームに圧力を掛けているとして、その差止めを求める訴えを起こした。

2 ルイジアナ西部地区合衆国地方裁判所は、

広範なディスカバリーを経て、プラットフォームの行為は政府の決定によるとみなすべきであるとして、暫定的差止めを認容した。

第5巡回区控訴裁判所は、合議体による聴聞を経て、高官がプラットフォームに連絡を取るにより、私的なプラットフォームを節度あるものにする取組について責任が生ずるとして、地裁の決定を、一部を除き、是認した。同控訴裁判所は、原告らは憲法第3編の原告適格を満たしているとし、実質においても、政府は、私企業に対し、ある種の罰を示唆するなどして、その選択を強制するか、後押ししたと判断した。同控訴裁判所は、原告らが利用するプラットフォーム以外、原告らが議論しようとする話題以外についても、被告らの行為から生ずる影響は全てのソーシャルメディアに及ぶとして差止めの範囲に制限を設けなかった。

3 最高裁の判断（多数意見）の骨子は、次のとおりである。

第5巡回区控訴裁判所の判断は、誤っている。原告適格があるというためには、原告は、近い将来において、政府側の被告らに起因し、求める差止め命令により回復可能な損害を被る実質的な危険を証明しなければならない。いずれの原告らもその立証責任を果たしていないから、暫定的差止めを求める原告適格を認めることはできない。

4 事実関係

(1) 複数のプラットフォームは、2020年、新型コロナウイルスのパンデミックに関し、虚偽